

山梨県公報

第四百二十九号

令和六年

一月十一日

木曜日

目次

告示

- 簡易な手続により提供することができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示
○組合長臨時代理者の指定(二件).....一
○道路の区域変更.....一
○換地処分の実施.....二
○公共測量の実施.....二
○公共測量の終了(二件).....二
○土地区画整理組合の設立認可.....二

告示

山梨県告示第一号

簡易な手続により提供することができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年一月十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

簡易な手続により提供することができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示

簡易な手続により提供することができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等(令和五年山梨県告示第百十号)の一部を次のように改正する。
本則第一号の表に次のように加える。

十五 山梨県職員(おかけり山梨県復職支援) 選考採用試験	同	合否通知を発送した日から一か月間	山梨県総務部 人事課
------------------------------	---	------------------	------------

附則

この告示は、公布の日から施行する。

山梨県告示第二号

土地改良法施行法(昭和二十四年法律第九十六号)第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる耕地整理法(明治四十二年法律第三十号)第七十三条第四項の規定により、次の者を登美村大笠耕地整理組合の組合長臨時代理者に指定したので、同条第五項の規定により告示する。

令和六年一月十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 住所

甲斐市大笠二千六百七十三番地一

二 氏名

矢崎 義英

山梨県告示第三号

土地改良法施行法(昭和二十四年法律第九十六号)第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる耕地整理法(明治四十二年法律第三十号)第七十三条第四項の規定により、次の者を小淵沢村宮久保耕地整理組合の組合長臨時代理者に指定したので、同条第五項の規定により告示する。

令和六年一月十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 住所

北杜市小淵沢町七千五百九十番地

二 氏名

進藤 文芳

山梨県告示第四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所(身延支所を除く。)において、この告示の日から令和六年二月一日まで一般の縦覧に供する。

令和六年一月十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 遅沢静川線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南巨摩郡身延町中山字真遠二九三八番一地从先から	旧	八・一	二一〇・七
南巨摩郡身延町中山字真遠二九七〇番一地从先まで	新	一〇・六 二二・〇	二一〇・七

公 告

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営畑地帯総合整備事業（藤笠地区一―二工区）の換地処分を令和五年十二月二十七日実施した。

令和六年一月十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所甲府出張所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年一月十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（三級基準点測量、三級水準測量）
- 二 測量の地域 山梨県甲斐市富竹新田地内
- 三 測量の期間 令和五年十二月一日から令和六年三月二十九日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により富士・東部建設事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年一月十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 二 測量の地域 山梨県富士吉田市並びに南都留郡山中湖村、鳴沢村及び富士河口湖町
- 三 測量の期間 令和五年三月一日から令和五年十二月二十一日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により中北建設事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年一月十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（数値図化）
- 二 測量の地域 山梨県北杜市須玉町穴平地内外
- 三 測量の期間 令和五年八月二十一日から令和五年十二月二十二日まで

● 土地区画整理組合の設立認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第十四条第一項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の設立を認可した。

令和六年一月十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 組合の名称 富士吉田市笹子丸尾土地区画整理組合
- 二 事業施行予定期間 令和五年度から令和九年度まで
- 三 施行地区 富士吉田市小見見三丁目の一部
- 四 事務所の所在地

富士吉田市下吉田六丁目一番一号 富士吉田市役所内

五 設立認可の年月日

令和六年一月十一日

六 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

富士吉田市役所の掲示板に掲示して行う

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番